

慶 祝 規 程

平成22年 5月16日 制定

(目 的)

第1条 本規程は、国家若しくはこれに準ずる公共機関より栄誉を受けた者に対する慶祝等を贈呈する際の最高限度額について定める。

(対象者)

第2条 お祝い金等を贈呈する対象者は、理事会において決定する。

(最高限度額)

第3条 授与者により表彰を受けた場合と、感謝状を受けた場合により最高限度額を定める。

授 与 者	叙勲等の場合		感謝状受領の場合	
	例 示	限度額	例 示	限度額
天皇	叙 位 叙 勲 (生前に限る)	100,000 円		
内閣総理大臣	褒 賞	70,000 円		50,000 円
各 省 大 臣	卓越技能者	50,000 円		30,000 円
都道府県知事	優秀技能者 組合功労者	30,000 円	建設雇用改善 技能検定功労	20,000 円
地方都道府県に 準ずる公的機関 (建築仕上学会)		20,000 円		10,000 円

その他結婚祝金

組合員及び組合役員 30,000円

組合員及び組合役員の子息 10,000円